

冷凍食品への農薬混入事案を受けた今後の対応パッケージ（案）

平成 26 年 3 月 14 日
関係府省庁局長申合せ

（検討に当たっての基本的な考え方）

- 株式会社アクリフーズ群馬工場が製造した冷凍食品への農薬混入事案（以下、「本事案」という。）は、消費者の食への信頼を揺るがすものであり、再びこのような事案を発生させないことが重要である。
- 本事案のような食品等事業者の従事者による意図的な混入の疑いがあるものについては、再発防止及び被害の拡大防止に当たり、事業者の業種、規模、施設の実情に応じ、労務管理を含めた組織経営全般における対策が必要となる。このため、事業者自身が消費者からの信頼を維持・確保するための措置を講じることが基本である。
- 政府としては、事業者による対策を促すために、関係府省庁がそれぞれの所管分野における取組を検討するとともに、情報共有を図りつつ、連携して取組を実施することとする。現時点での検討項目は以下のとおりである。

1. 食品等事業者に対する食品安全に関する情報提供

- 食品の安全性等に関する各種情報（例：毒性に関する各種指標、食品の安全性等に関する各種検査を実施する機関のリスト等）を整理した上で、様々なツールによって事業者にとって適切な情報提供等を行い、事業者の対策を促していく。＜4月をめぐりに実施した上で、継続的に取組を実施＞
- 農林水産省において事業者による食品防御等の取組について検討する＜4月より検討開始＞。

2. 食品等事業者から保健所への届出・相談

- 本事案における事業者の対応については、事業者が設置した第三者検証委員会において検証が進められているところである。当該検証結果を踏まえて、消費者からの健康被害等の相談情報等に係る、食品等事業者から保健所への届出・相談の在り方について、厚生労働省において必要な対応の検討を行う。＜検証結果を踏まえて、速やかに検討＞

3. リコール情報周知の推進

- リコール情報周知の取組を強化する。具体的には、消費者庁「リコール情報サイト」の周知を強化するとともに、消費者庁「地方消費者行政活性化基金」

の中で設ける「国と地方のコラボレーションによる先駆的プログラム」の平成 26 年度のプログラムメニューの中に、食品リコールの周知に関するメニューを用意し、地域の食品メーカー、食品流通業界等と連携した、地域におけるリコール情報周知強化の取組を推進する。＜4月をめどに実施した上で、継続的に取組を実施＞

4. 緊急時対応

- 食の安全等に関する緊急事案に係る情報を認知した場合には、当該事案に関わる消費者安全情報総括官を中心として、速やかに情報共有を図る等、関係府省庁が緊密に連携した取組を行う。また、消費者安全に関する緊急時訓練について、関係府省庁が連携し、原則として毎年度に一度実施する。＜継続的に取組を実施＞